

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局管理規程第 7 号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第 4 条中「別表第 1 のとおりとし，種類及び様式は別に定めるところによる。」を  
「別表第 1 のとおりとする。」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

当局線で使用可能なIC証票の名称及びIC証票発行者名

IC証票の名称	IC証票発行者名	有する機能
P i T a P aカード	株式会社スルッとKANSAI	ポストペイ プリペイド
P i T a P aジュニアカード		
P i T a P aキッズカード		
I C O C A	西日本旅客鉄道株式会社	プリペイド
スマートI C O C A		
小児用I C O C A		
K i t a c a	北海道旅客鉄道株式会社	
小児用K i t a c a		
P A S M O	株式会社パスモ	
小児用P A S M O		
S u i c a	東日本旅客鉄道株式会社	
モバイルS u i c a		
小児用S u i c a		
モノレールS u i c a	東京モノレール株式会社	
小児用モノレールS u i c a		
りんかいS u i c a	東京臨海高速鉄道株式会社	
小児用りんかいS u i c a		
m a n a c a	株式会社名古屋交通開発機構	
小児用m a n a c a	株式会社エムアイシー	
T O I C A	東海旅客鉄道株式会社	
小児用T O I C A		
n i m o c a	株式会社ニモカ	
小児用n i m o c a		
はやかけん	福岡市交通局	
小児用はやかけん		
S U G O C A	九州旅客鉄道株式会社	
小児用S U G O C A		
大阪市敬老優待乗車証	株式会社スルッとKANSAI 及び大阪市	
神戸市敬老優待乗車証	株式会社スルッとKANSAI 及び神戸市	

備考 モバイルS u i c aについては，第21条及び第29条の規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成25年3月23日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)